講義4

建設資材の分別解体等の適正な実施について

令和８年度アスベスト対策研修会

神奈川県 県土整備局 都市部 技術管理課

本講義のゴール

建設リサイクル法の概要をおさえ、
アスベスト対策との関係を理解する。

議題

- 建設リサイクル法とは
- 建設リサイクル法とアスベスト
- 建設リサイクル法の実務
- 解体現場における不適正事例（アスベスト）
- 啓発資料等

建設リサイクル法とは

建設リサイクル法とは

正式名称

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）

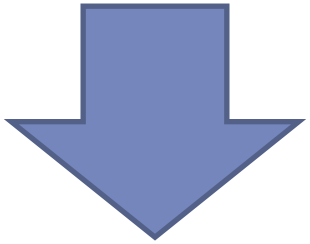
略称

建設リサイクル法

建設リサイクル法とは

建設リサイクル法の目的（第１条）

特定建設資材の分別解体等・再資源化等の促進



建設リサイクルの促進

建設リサイクル法　3つのポイント

１　分別解体等実施義務（建設部局）

２　再資源化等実施義務（環境部局）

３　解体工事業者の登録（建設業担当）

※　本講義で扱うのは１及び２

分別解体等実施義務のポイント

① 分別解体等実施義務
② 特定建設資材
③ 工事規模
④ 元請負業者の義務
⑤ 届出（通知）義務

② 特定建設資材
③ 工事規模
→ 対象建設工事

建設リサイクル法とは

①分別解体等実施義務

- 建設リサイクル法の基準
  （施行規則第２条(※)）に従った分別

※例：吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査及び除去 など

建リ法とアスベストの関係
↓
事前調査・除去等をした上で
分別解体

建設リサイクル法とは

②　特定建設資材

１　コンクリート

２　コンクリート及び鉄から成る建設資材

３　木材

４　アスファルト・コンクリート

※　アスベスト自体は特定建設資材ではない！

建設リサイクル法とは

③ 工事規模

工事の種類	規模の基準
建築物の解体工事	床面積の合計　80㎡以上
建築物の新築・増築工事	床面積の合計　500㎡以上
建築物の修繕・模様替等工事（リフォーム等）	請負代金の額　1億円以上
建築物以外の工作物の工事（土木工事等）	請負代金の額　500万円以上

※　金額は税込み

建設リサイクル法とは

特定建設資材を使用（②）

＋

工事の種類ごとに規模の基準に該当（③）

↓

対象建設工事

建設リサイクル法とは

④　元請負業者の義務

- 発注者への分別解体等の計画等について書面交付･説明

- 下請負人への届出事項の告知

建設リサイクル法とは

⑤　届出（通知）義務

発注者又は自主施工者が
工事着手の7日前までに分別解体等の計画等を届出

※　国の機関又は地方公共団体が発注者の場合は、
　工事着手前までに通知することで足りる。

※　県土木事務所への届出（通知）は電子申請可能

再資源化等実施義務のポイント

① 再資源化等実施義務
② 再資源化
③ 報告義務
④ 廃棄物処理法上の報告義務

建設リサイクル法とは

①　再資源化等実施義務

・　特定建設資材廃棄物に関する再資源化等の義務

②　再資源化

・　特定建設資材廃棄物ごとの再資源化を実施

建設リサイクル法とは

③　再資源化等の報告義務

- 元請負業者に発注者への報告義務

④　廃棄物処理法上の報告義務

- 元請負業者にマニフェストの交付状況の報告義務

建設リサイクル法とアスベスト

建設リサイクル法とアスベスト

建設リサイクル法（分別解体等）とアスベスト(1)

建設リサイクル法施行規則第２条第１項で規定

- **第１号：付着物の有無の事前調査**

  ※　吹付け石綿その他の対象建築物等に用いられた特定建設資材に付着したものの有無の調査

- **第３号：付着物の除去等の工事着手前措置**

→　アスベスト等の有害物質は建設リサイクル法の事前調査の対象と解されている。

建設リサイクル法とアスベスト

建設リサイクル法（分別解体等）とアスベスト(2)

【法令上】

建設リサイクル法第10条の届出に際し、特定建設資材に付着したものについて記載する。

【神奈川県独自の取組】

特定建設資材への付着の有無にかかわらず、アスベスト等の有害物質の発生の有無を記載する。

別表1　(A4)

建築物に係る解体工事

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐木造　☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造☐ 鉄筋コンクリート造 ☐鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造☐ その他(　　)	
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数＿＿年、棟数＿＿棟 その他(　　)	
	周辺状況	周辺にある施設 ☐住宅 ☐ 商業施設☐ 学校 ☐ 病院☐ その他(　　) 敷地境界との最短距離　約＿＿m その他(　　)	
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容		建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所	作業場所 ☐十分 ☐ 不十分 その他(　　)	☐隣地使用の承諾済 ☐道路使用許可済
	搬出経路	障害物 ☐有(　　)☐ 無 前面道路の幅員　約＿＿m 通学路 ☐有　　☐ 無 その他(　　)	☐交通誘導警備員の手配 ☐2トントラックでの搬出手配
	残存物品	☐有(　　) ☐無	☐工事施工までに引き取り依頼済
	特定建設資材への付着物	☐有(☐ 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有成形板 等） ☐ その他(　　) ☐無	
	その他（特定建設資材に付着していない、解体時に発生する有害物質）	☐有(☐ 飛散性石綿（吹付け石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材） ☐ 非飛散性石綿（石綿含有成形板 等） ☐ フロン類使用機器（業務用エアコン、業務用冷凍冷蔵機器等） ☐ その他(　　)	☐アスベスト適正処理（事前対応） ☐フロン類の適正処理（事前対応） ☐近隣対策及び諸官庁届出済

建設リサイクル法の実務

建設リサイクル法実務（分別解体等）の4つのポイント

1　建築物等に関する調査の実施
2　分別解体等の計画の作成
3　工事着手前措置の実施
4　工事の適正施工

着手前の取組

施工中の取組

建設リサイクル法の実務

１　建築物等に関する調査の実施

周辺の状況、作業場所、搬出経路、残存物品の有無等

２　分別解体等の計画の作成

調査(※)結果・着手前に講ずる措置内容、工程等、廃棄物の量の見込み、その他

※　アスベスト等の有害物質等の有無の調査など

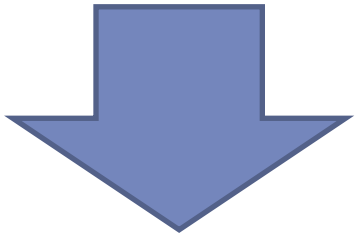
３　工事着手前措置の実施

作業場所の確保、搬出経路の確保、残存物品等の搬出等

建設リサイクル法の実務

４　工事の適正施工

計画に基づく施工



標準的な作業手順は・・・

①　建築設備・内装材等の取り外し

②　屋根ふき材の取り外し

③　外装材・上部構造部分の取壊し

④　基礎及び基礎ぐいの取壊し

※　①、②は原則手作業。③、④は手作業・機械作業の併用。

解体現場における不適正事例（アスベスト）

解体現場における不適正事例（アスベスト）

【アスベスト不適正事例1】

悪い点：アスベスト含有のスレート材の一部が地面に落ちていた状態





必要な対応：取り残したものがないか、現場確認を十分行う。

解体現場における不適正事例（アスベスト）

【アスベスト不適正事例2】

悪い点：アスベスト含有の疑いのある建材とその他の建材が混同していた状態



必要な対応：アスベスト含有建材はアスベスト含有建材のみで分別解体し、保管する。

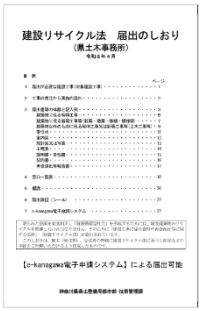
啓発資料等

・神奈川県県土整備局都市部技術管理課ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/index.html



・届出のしおりについて



https://www.pref.kanagawa.jp/docs/m2t/cnt/f4071/todokede/index.html

・国土交通省ホームページ
（建設リサイクル法関係）



https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/index_0303law.htm

本講義の振り返り（問題）

- 建設リサイクル法は、特定建設資材の［　　］と［　　］を促進する法律である。
- アスベスト等の有害物質は、建設リサイクル法上の［　　］の対象と解されている。
- 特定建設資材に付着したアスベスト等は、［　　］等の工事着手前措置を行った上で分別解体する。